

(別紙2)

### 駒澤大学教育後援会長野県支部会則改訂について

改訂後	改訂前
<p>(役員) 第5条 支部に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 支部長 (1人)</li><li>(2) 副支部長 (若干名)</li><li>(3) 理事 (若干名)</li><li>(4) 監事 <u>(1人以上)</u></li><li>(5) 事務局長 <u>(1人) 支部長・副支部長・理事兼任可</u></li></ul>	<p>(役員) 第5条 支部に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 支部長 (1人)</li><li>(2) 副支部長 (若干名)</li><li>(3) 理事 (若干名)</li><li>(4) 監事 (2人)</li><li>(5) 事務局長 (1人) 理事兼任可</li><li>(6) 副事務局長 (1人) 理事兼任可</li></ul>

## 駒澤大学教育後援会長野県支部会則

### (名称及び設置)

第1条 本支部は、駒澤大学教育後援会長野県支部（以下「支部」という。）と称し、事務局及び団体所在地を支部長宅におく。

### (目的)

第2条 支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連携を図り、その教育的効果の向上に資するとともに、併せて会員相互の親睦と福祉に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 支部は大学に在学する学生の県内在住の父母又は保証人を会員として組織する。

### (事業)

第4条 支部は第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。

- (1) 支部総会、研修会、講演会等
- (2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
- (3) 大学の興隆発展の援助
- (4) その他必要な事業

### (役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 (1人)
- (2) 副支部長 (若干名)
- (3) 理事 (若干名)
- (4) 監事 (1人以上)
- (5) 事務局長 (1人) 支部長・副支部長・理事兼任可

### (役員を選出)

第6条 役員は会員の中より選出し、支部総会の議を経るものとする。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を総理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整に当たるものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故がある時は、これに代わる。また東北信地区・中南北信地区を担当し、役員、会員をまとめる。
- (3) 理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計を監査し、必要があるときは、支部役員会の招集を要求することができる。
- (5) 事務局長は、支部長の指示を受け、会計、役員会事務連絡、備品管理等の事務処理にあたる。
- (6) 副事務局長は事務局長を補佐する。

### (三役会)

第8条 役員会を円滑に運営するため、三役会を設ける。三役会は、支部長、副支部長、事務局長及び副事務局長をもって構成する。

### (支部役員会)

第9条 役員は支部役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを招集する。

- 2 支部役員会は支部総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議するとともに、緊急に事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。
- 3 前項による場合は、支部長はその経過を支部総会に報告し、追認を受けなければならない。

### (委員会)

第10条 支部の事業を遂行するため、役員会のもとに委員会をおくことができる。

委員会 (1) 広報委員会 (2) 事業委員会 (3) 総会委員会

委員会は、役員・会員より構成し、必要に応じ委員会開き、活動をおこなう。役員より委員長、副

委員長を選出する。

(役員任期)

第11条 役員・委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問・特別顧問・最高顧問)

第12条 本会に顧問、特別顧問及び最高顧問をおくことができる。

2 顧問は、支部役員会の推薦により、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。顧問の任期は1年とする。

3 特別顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は1年とする。

4 最高顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。最高顧問の任期は1年とする。

(経費)

第13条 支部の経費は、支部活動支援金(補助金、応援補助金)、事業参加費、寄付金及びその他をもって支弁する。

2 支部年会費は徴収せず、事業ごとに参加費を徴収する。

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計報告を年度内に作成し、本部に報告する。

(支部総会)

第15条 支部総会は年1回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時支部総会を招集することができる。

2 支部長は会長に本部役員若干名の出席を要請する。

3 支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

(議決)

第16条 支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃については、支部総会及び、臨時支部総会の議を経なければならない。ただし、本部の会則と主旨の異なる改廃を行う場合においては、本部の承認を得るものとする。

(適用の特例)

第18条 この会則に定めのないものは、全て支部役員会に諮るものとする。ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附則

1 この会則は平成28年1月20日から施行する。(本会の設立日とする)

附則

1 この会則は平成28年6月19日から施行する。

附則

1 この会則は平成29年6月11日から施行する。

附則

1 この会則は平成30年6月10日から施行する。

附則

1 この会則は令和元年6月8日から施行する。

附則

1 この会則は令和3年6月20日から施行する。

**附則**

**1 この会則は令和6年6月9日から施行する。**